

令和 8-10 年度 高速道路の交通動向に関する検討業務

特 記 仕 様 書

令和 8 年 5 月

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

第1章 総則

1-1 適用範囲

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構(以下、「機構」という。)が発注する、「令和8-10年度 高速道路の交通動向に関する検討業務」(以下、「本業務」という。)の履行にあたっては、本特記仕様書を適用するものとし、その他の事項にあつては、業務請負契約書第1条に規定する別冊の業務仕様書を適用するものとする。

1-2 業務概要

1-2-1 業務名

令和8-10年度 高速道路の交通動向に関する検討業務

1-2-2 主な履行内容

本業務の履行内容は、次の事項のとおりである。

項目	数量	単位
業務計画	1	式
高速道路の交通動向の把握	8	ケース
高速道路の交通動向の検証	10	ケース
打合せ	1	式

1-3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から750日間とする。

1-4 適用する仕様書等

業務請負契約書第1条に規定する業務仕様書は令和2年4月版とする。

1-5 作業計画書

業務仕様書 12-2「作業計画書の承諾」に規定する作業計画書の承諾を要する事項は次に示すものとする。

- ・ 作業計画書の承諾を要する事項：計画工程表

1-6 計画工程表の作成

- (1) 受注者は、作業着手時の業務打合せにおいて、監督員と計画工程表に記載すべき事項について協議し、各業務内容の作業完了目標時期を考慮した計画工程表(別添-1)を作成するものとする。また、計画工程表は、業務内容が監督員に容易にわかるよう作成するとともに、作業完了時期、打合せ時期等も記載しなければならない。
なお、本業務で予定している概略工程表を別添-2に示す。受注者は業務着手にあたり概略工程表(別添-2)を参考に、詳細な工程については監督員と協議し、計画工程表を作成するものとする。
- (2) 受注者は、業務打合せの都度、監督員と進捗状況及び課題と解決策等について確認しながら業務を実施するが受注者の責に帰すことのできない事由等により、当初の計画工程表(履行期間)に変更が生じる場合は、速やかに変更計画工程表を作成し、監督員に提出、承諾を得なければならない。

1-7 打合簿の作成及び提出

受注者は、業務仕様書 17「打合せ」に規定する打合せにあたっては、打合せまでに項目を整理するとともに、打合せ終了後、速やかに業務打合簿(様式第5号)を作成し、監督員に記載事項について確認を得るものとする。

また、業務打合簿は、打合せ後 7 日以内に監督員に原本もしくは電子メール等により電磁的記録(PDF 等)を提出するものとする。監督員は提出のあった業務打合簿に受領印を押印後 7 日以内に受注者へ電子メール等により電磁的記録(PDF 等)を返送するものとする。

1-8 成果品

業務仕様書 32「成果品」に示す成果品の項目は次表のとおりとする。報告書作成において印刷用紙を使用する場合は、業務仕様書 32-2「用紙の仕様」の規定によるものとし、電子成果品については「土木設計業務等の電子納品要領(令和 8 年 4 月 1 日以降に契約を締結する業務から適用)」に基づき作成するものとする。なお、成果品作成に係る費用は関連する項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

項 目	部 数	備 考
報告書(紙)	2 部	黒表紙(金文字)ファイル製本形式とする
報告書(電子データ CD 等)	2 部	報告書電子データ及び業務関連電子データ一式

1-9 部分引渡し

部分引渡しが必要になった場合は、監督員と受注者とで協議のうえ決定するものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の内容

本業務は、高速道路ネットワークや料金体系の変更、将来の人口推移などの経済指標等、将来の交通に影響を与える条件の変更を踏まえ、全国路線網、地域路線網における交通量の推計を行うものである。

2-2 業務計画

業務の施行内容を踏まえ、監督員と協議のうえ、業務の進め方について検討を行い、全体スケジュールの立案、実施体制などの基本方針を踏まえた業務計画を作成する。

なお、業務計画の検測数量は(式)とする。

2-3 高速道路の交通動向の把握

高速道路の交通動向の把握とは、監督員が指示する年度、料金体系及び道路ネットワーク等の推計条件における、全国路線網（NEXCO、本四高速道路）、地域路線網（首都高速道路、阪神高速道路）への転換交通量を利用者均衡配分法により推計する。なお、最新の将来OD表及び過年度業務にて作成したパフォーマンス関数、道路ネットワークデータ、料金コード等は別途貸与するものとする。また、各推計年次のOD表は平成27年度道路交通センサス調査における現況OD表及び将来OD表を基に求めるものとする。監督員が指示する推計条件における交通量の算定ケースは、以下の8ケース（全国路線網：3ケース×2回^{※1}＝6ケース、地域路線網：2ケース×1回＝2ケース、合計8ケース）を行うものとする。推計回数は道路ネットワーク等の推計条件に応じて増減する場合がある。その際には、必要に応じて監督員と協議し、設計変更を行うものとする。

道路交通センサス 調査の年度	路線網	会社	推計ケース		推計回数
			推計年次①	推計年次②	
H27センサス	全国路線網	NEXCO	○	○ ^{※2}	2回 ^{※1}
		本四	○		
	地域路線網	首都	○		1回
		阪神	○		

※1 1回/年×2年を想定している。

※2 全国路線網（NEXCO、本四高速）は同一の推計モデルを用いて推計を行うため、同一年次の推計を行う場合は2社で1ケースとカウントする。（ただしアウトプットは会社毎に整理する。）

本業務において使用するモデルは以下のものを基本とする。

配分手法	高速転換率式内生利用者均衡配分
対象エリア	全国
対象ゾーン数	約7,000ゾーン
対象ノード数	約120万ノード

対象リンク数	約 150 万リンク
--------	------------

ただし、首都高速道路及び阪神高速道路については、別途、以下の配分対象エリアを設定するものとする。

〔首都高速道路〕

対象エリア	1都4県(東京都・茨城県・埼玉県・千葉県・神奈川県)
対象ゾーン数	約 1,000 ゾーン

〔阪神高速道路〕

対象エリア	2府1県(大阪府・京都府・兵庫県)
対象ゾーン数	約 700 ゾーン

2-4 高速道路の交通動向の検証

高速道路の交通動向の検証内容とは、以下を行うものとする。

- ・本仕様書 2-3 で算定した高速道路の推計交通量について、過年度業務推計値と比較を行い、条件変更に伴い交通動向が変化した箇所について、その変動要因を整理するとともに、各変動要因についてその影響度合を分析する。

- ・各高速道路 6 会社が算定した交通量との比較を行い、推計年次における走行台キロの検証を行う。

なお、上記の分析・検証を実施する際、視覚化した資料の作成を行うものとする。

また、監督員が指示する推計条件における検証は、以下の 10 ケースのアウトプットケース（全国路線網：4 ケース×2 回＝8 ケース、地域路線網：2 ケース×1 回＝2 ケース、合計 10 ケース）を行うものとする。

検証回数については道路ネットワーク等の推計条件に応じて増減する場合がある。その際には、必要に応じ監督員と協議し、設計変更を行うものとする。

道路交通センサ 調査の年度	路線網	会社	アウトプットケース		推計回数
			推計年次①	推計年次②	
H 2 7 センサ	全国路線網	NEXCO	○	○	2 回 ^{※3}
		本四	○	○	
	地域路線網	首都	○		1 回
		阪神	○		

※3 1 回/年×2 年を想定している。

2-5 貸与品

貸与する資料は以下の通り。

項目	備考
「令和 4-6 年度高速道路の交通動向に関する検討業務」報告書	道路網データ等 含む

2-6 打合せ

打合せは、次の(1)から(3)の事項のとおりに行うものとする。

(1)業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

(2)打合せ場所は、機構(横浜市西区)とする。ただし、状況によりWEB形式に変更する場合がある。

(3)打合せの回数は原則として6回とする。(初回・中間4回・最終)

打合せ回数は協議のうえ、変更する場合がある。その際には、必要に応じて受注額の変更を行うものとする。

なお、打合せの検測数量は(式)とする。

2-6 軽微な変更

本業務な実施に際して、業務内容等の変更が生じ、それが軽微な場合には、契約金額の変更は行わないものとする。

2-7 業務内容の変更及び追加について

本業務の実施に際して、業務内容等の変更または追加を指示する場合がある。

<追加業務内容例>

- ・令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査における将来OD表の特性検証
- ・令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査における道路網データの作成
- ・令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査における利用者均衡配分モデルの検討等

それらに要する費用については監督員と受注者とで協議し決定するものとし、必要に応じて設計変更を行うものとする。

以上

